

# 特許流通 ニュースレター



## 特許流通成功事例 (p.2 5)

### 成約事例レポート ..... 2 3

「騒音と気流分離型消音器及びこれを用いた低騒音型設備装置」  
齋藤 幸一 特許流通アドバイザー



「ネジ類の緩み止め構造」  
三田 隆志 特許流通アドバイザー

### 主な特許流通事例 ..... 4 5

2005年3月31日までの報道記事・プレス発表より

1. ヘメロカリス属植物の加工食品とその製造方法
2. 伸縮自在なストラップ装置及びそれを備えたバッグ
3. 連結車輛の車間連結機構
4. 可溶性RAGEタンパク質
5. カーテン吊下げ具
6. 精密機械加工方法ほか2件
7. 脳の冷却装置及びこれに用いる流体注入装置  
脳の虚血監視モニタ
8. リンク式無段変速機

## 企業インタビュー ..... 6



影山 千秋 氏【住環境設計室代表】に聞く

狭い敷地や斜面でも杭打ち可能に  
大手企業とも対等な立場で契約

### 特許流通 ここがポイント ..... 7

下別府 則竹 氏【UFJ信託銀行総合企画部知的財産信託室主任調査役】

「いよいよ始まった知的財産信託  
自社の特許を信託財産に、中小企業にチャンス」

### 特許流通 アラ・カルト ..... 8

改正された「職務発明制度」のポイントは

# 成約事例レポート



技術シーズ名

## 騒音と気流分離型消音器及びこれを用いた低騒音型設備装置

特許第3227493号

この成約を担当したのは **齋藤 幸一** 特許流通アドバイザーです。  
(茨城県知的所有権センター 茨城県中小企業振興公社)

### 一つの消音器で広帯域の騒音に対応

消音の原理には波長の位相差や距離、吸音などがあるが、それぞれの原理では消音できない周波数帯がある。既存の消音器は一つの消音原理しか採用していないため、一般的



図1 発明者の林崎正勝代表

に広帯域を持つ騒音を低減させることができなかった。

そこで、長年、消音技術を研究してきた林崎消音技術事務所の林崎正勝代表は、一つの消音器で広い周波数の騒音を低減する「夢想流消音器」(商品名)を開発。1999年には騒音と気流分離型消音器の発明で、第25回優秀環境装置表彰(主催:日本産業機械工業会)の会長賞を受賞した。

### 公的バックアップを求めて林崎代表がセンターに相談

この技術を広めたいと、林崎代表はつてを頼って集塵機メーカーや送風機メーカー、消音器メーカーなど30社あまりを回った。だが、各社ともその性能には驚いてくれたものの、実際の契約となると課題が多く、林崎代表は消音器の売り込みを開始したが、個人の方では限界があると感じた。

齋藤幸一ADがこの技術と出会ったのはそんな時期だ。2000年6月、公的機関のバックアップが欲しいと、林崎代表が茨城県知的所有権センターを直接訪ねてきた。齋藤ADは「10デシベル低減でも苦勞するのに、25デシベルとは画期的な技術と驚きました」と当時を述懐する。

### 相互信頼と技術価値の高い評価で契約成立に至る

齋藤ADのモットーは、「知財創生・知財権取得から活用まで」の一気通貫で企業を応援すること。この姿勢に、

林崎代表は「齋藤ADなら本音で話ができる」と感じ、活動が本格化した。技術の価値をいかに認めてもらうかがカギになると見た齋藤ADは、集塵機メーカーから話をして回った。やがて、林崎代表の製造委託先から、医療機器や制御盤の製造・販売などを行っているエムシーソリューションが同技術に注目していることをキャッチし、折衝を開始した。林崎代表が長年研究してきた300ページ余の技術レポートを高く評価してもらえ、ライセンスが成立。「技術の価値や意図を両者で理解しあえたことが成約につながった」(齋藤AD)。

また齋藤ADは、知名度アップ作戦として、新聞、雑誌に新技術を紹介(4誌に計7回掲載)この効果は抜群で、消音器の受注・騒音対策の相談が増加し、ライセンス提供にも寄与した。



図2 高温の排気口に消音器を取り付けた

(インタビュー:日経BP社産学連携事務局ライター 森谷英一郎)

この記事のお問い合わせは、お近くの **特許流通アドバイザー** へお願いします。文中の「特許流通アドバイザー」は、ADと略しています。

特許の所有者	<b>林崎正勝</b>
	茨城県日立市
実施権のライセンス先	株式会社 <b>エムシーソリューション</b>
	〒104-0033 東京都中央区新川2-4-1 菊岡ビル

# 成約事例レポート



中小企業  
▼  
中小企業

技術シーズ名

## 「ネジ類の緩み止め構造」

この成約を担当したのは **三田 隆志** 特許流通アドバイザーです。  
(群馬県知的所有権センター 群馬産業技術センター)

特許第 3474341 号

### ネジ頭部と座金にそれぞれラチェットを設ける

日興ファスナー工業（群馬県伊勢崎市）の上田武会長はアイデアマンである。鋼材の冷間鍛造技術を武器に運動靴の鋼製スパイクなどを製造していたが、代替品が登場し、鋼製部品事業の多角化に迫られた。この一環で、ネジの緩み止め構造を開発した。

発明したネジの緩み止め構造のポイントは、ネジに組み合わせる座金での工夫だった。ネジの頭部の下側と座金の上側にそれぞれ階段状のラチェットを設け、お互いにかみ合っってしっかり締結する仕組みである。同時に座金下部に3、4個設けた小さな突起が、締結する“被締め付け物”表面に食い込み、座金が被締め付け物に固定される仕組みとの組み合わせになっている（図1）。

このネジの緩み止め構造の技術移転を担当した三田隆志ADによると、「ラチェットのピッチの幅と山の高さが大き過ぎず、小さ過ぎずのバランスがポイントになっている」。大き過ぎると、製造誤差（公差）によるバックラッシュによって緩みやすくなる一方、小さ過ぎるとラチェットの階段を超えて締結が外れ、動いてしまう場合があるからだ。「絶妙のバランスが重要だった」という。

ファスナー工業に紹介した。

同じ伊勢崎市で自動車部品を製造するマルナカがライセンス供与先となった。2004年7月に技術移転契約が締結された。対象となった特許は2件である。

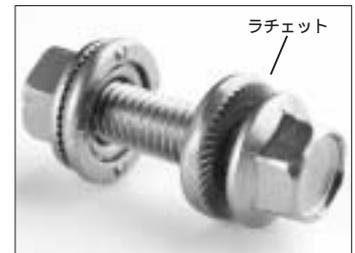


図1 ネジの緩み止め構造

### ネジ製造の量産技術の高いハードルを乗り越える

マルナカはネジの緩み止め構造を「ユルマンゾー」と名付けて事業化に着手。冷間鍛造によってラチェット付きの座金は実用化できた。問題はネジの量産製造だった。三田ADは日興ファスナー工業に技術指導のため来社した、当時アイエスケーの技術顧問だった千葉工業大学の江藤元大教授（当時）と知り合い、大型ネジメーカーのアイエスケー（大阪市）と共同開発を提案した。そして、同社に緩み止め構造向けネジの製造を依頼、アイエスケーは緩み止め構造の量産技術の開発に着手している。

（インタビュー：日経BP社産学連携事務局編集委員 丸山正明）

### 技術移転先をこまめに探し、伊勢崎市内で見いだす

2000年に、日興ファスナー工業の上田朱美社長は、伊勢崎市商工会議所が開催した無料相談会に参加した。上田武会長が80数歳と高齢なために、自社開発したネジの緩み止め構造「V-LOCK」の事業化を積極的に進めるのが難しいと判断し、「他社に事業化を任せたい」と、相談に応じた三田ADに伝えた。

この結果、三田ADは、群馬県の企業を中心にこまめに技術移転先企業を探した。冷間鍛造によるネジの製造は量産を前提とした事業だけに、技術面でのハードルが高い。このため、技術移転先候補として約10社を、日興

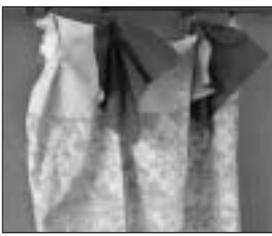
この記事のお問い合わせは、お近くの **特許流通アドバイザー** へお願いします。文中の「特許流通アドバイザー」は、ADと略しています。

特許の所有者	上田朱美
	群馬県伊勢崎市
実施権のライセンス先	株式会社 マルナカ
	〒372-0851 群馬県伊勢崎市上蓮町239-4



# 特許流通の成約件数は **5,461件** に達しました！！

(平成9年度～平成17年3月31日の累計)

<b>5</b>	<b>大企業</b>	<b>中小企業</b>
<b>ライセンス案件</b>	<b>ライセンサー (特許提供者)</b>	
カーテン吊下げ具 	日本発条(株)(横浜市)	
	<b>ライセンシー (特許導入者)</b>	
	三浦化成工業(株)(山梨県・忍野村)	
	<b>報道記事</b>	
	山梨日日新聞 2005年1月13日	
PCT WO99 / 55208		
 生活文化	 有機材料	
<b>担当した 還田 隆 ADのコメント (山梨県工業技術センター)</b>		
<p>日本発条は板バネの応用品として「カーテン吊下げ具」を開発し、特許出願中。この出願中の特許内容を発表した2003年の特許流通フェアがきっかけとなり、神奈川県の特許流通ADと協力し、プラスチック成形メーカーの三浦化成工業とライセンス交渉した。同社は、同特許の実施権ライセンスを受け、布を挟むと簡単にカーテンが作れる留め具「アレンジフック」を製品化した。同社は携帯電話機などの部品加工を手掛けてきたが、カーテン吊下げ具の事業化によって日用品事業に進出した。日用品を初めて手がける三浦化成工業に対して、山梨県工業技術センターのデザインチームによる製品の「パッケージデザイン」のバックアップを受けるように奨めるなど、特許流通を中心とした総合的な支援を行った。</p>		

<b>6</b>	<b>TLO・大学</b>	<b>大企業</b>
<b>ライセンス案件</b>	<b>ライセンサー (特許提供者)</b>	
精密機械加工方法ほか2件 	(財)ひろしま産業振興機構(広島市)	
	<b>ライセンシー (特許導入者)</b>	
	東芝機械(株)(静岡県沼津市)	
	<b>報道記事</b>	
	日本経済新聞 2005年2月17日	
特願2004-56987		
 機械加工	 電気電子	
<b>担当した 野村 啓治 ADのコメント (ひろしま産業振興機構)</b>		
<p>広島大学工学研究科の山根八洲男教授は、研削盤の工具位置を静電容量型距離センサーで精密に検知し、被加工品表面が精密に平坦になる制御技術を開発した。ひろしま産業振興機構と広島大学は、この技術を3件の特許として出願し、3件すべてを東芝機械に独占の実施権として技術移転した。成約には約1年かかった。東芝機械は、熟練工でなくとも被加工品の加工精度を高められ、加工時間の短縮にも役立つ技術として導入した。山根教授が元々東芝機械出身で、かつ東芝機械は共同研究者を派遣していた関係から、特許出願当初から東芝機械への技術移転は自然な成り行きだった。東芝機械との共同研究は現在も続いているため、特許流通の最適なタイミングを考えると、その動きに目が離せない日々が続くという。</p>		

<b>7</b>	<b>TLO・大学</b>	<b>中小企業</b>
<b>ライセンス案件</b>	<b>ライセンサー (特許提供者)</b>	
① 脳の冷却装置 / 流体注入装置 ② 脳の虚血監視モニタ 	(財)岡山県産業振興財団(岡山市)	
	<b>ライセンシー (特許導入者)</b>	
	大研医器(株)(大阪市)	
	<b>報道記事</b>	
	日本経済新聞 2005年2月23日ほか	
①特願2004-102719 ②特願2004-112315		
 生活文化	 有機材料	 機械加工
<b>担当した 上田 文明 ADのコメント (岡山県産業振興財団)</b>		
<p>岡山大学は、同大学院医歯学総合研究科の森田潔教授と同大医学部麻酔科の武田吉正助手が開発した研究成果を2件の発明として特許出願中。この特許2件の実施権を医療機器メーカーの大研医器がライセンス取得した。特許の一つは、救急治療用の脳梗塞などによる障害を抑制するための脳の冷却装置。冷却装置はのどにチューブを通して冷却剤を注入し、咽喉(いんとう)部を直接冷やすことで症状の進行を効率的に抑えるもの。2004年9月に森田教授を訪問し、技術移転候補として大研医器を紹介されたのがきっかけだ。大研医器が提示するライセンスのロイヤリティは、当初TLO側と差があったが、いろいろな事業モデルを基に粘り強く交渉し、双方が納得する金額で決着した。</p>		

<b>8</b>	<b>TLO・大学</b>	<b>中小企業</b>
<b>ライセンス案件</b>	<b>ライセンサー (特許提供者)</b>	
リンク式無段変速機 	(財)理工学振興会(東京都目黒区)	
	<b>ライセンシー (特許導入者)</b>	
	(株)小野電機製作所(東京都品川区)	
	<b>報道記事</b>	
	日経産業新聞 2005年3月23日	
特願2003-322367		
 機械加工	 生活文化	
<b>担当した 鷹巣 征行 ADのコメント (理工学振興会)</b>		
<p>東京工業大学大学院総合理工学研究科の小俣透助教授らが開発した「負荷応型無段変速機構」は、外力の大きさに応じて構造を変化させることで重いものを軽々と持ち上げたり、何も持ち上げていなければ、その分素早く動ける技術。理工学振興会(東工大TLO)が特許出願し、精密加工メーカーの小野電機製作所が特許ライセンスを受けた。同社は東工大から試験装置の製作を依頼された経緯があり、本特許に興味を持った。2004年4月にライセンス交渉を開始し、2カ月で成約した。同社は「最初はロボットの指機構から取り組むが、将来は身体補助具への発展を目指している」という。今後も、今回のように「大学周辺の中小企業への技術移転による産業振興を高めていきたい」という。</p>		



企業概要

有限会社 住環境設計室  
 本社所在地 : 〒963-8071  
 福島県郡山市富久山町  
 久保田本木3-7  
 事業内容 : 建築の企画・設計・監理、  
 土木・建築の新工法開発  
 技術移転実績 : 15件

# 影山 千秋氏（住環境設計室代表）に聞く

## 狭い敷地や斜面でも杭打ち可能に 大手企業とも対等な立場で契約

住宅地などの狭い敷地や高圧線の下など、従来の杭打ち専用機では不可能、あるいはコスト高になる場所での工事を可能にしたのが「ブレードパイル」だ。相澤正彬特許流通アドバイザーの協力を得て、ライセンス先を増やしている。

住環境設計室は、住宅をはじめとする各種建築物の企画や設計を行う、いわゆる町の設計事務所だ。

1995年、阪神淡路大震災の後に、影山代表は被害調査団の一員として、3日間にわたり被災地を歩き回った。学校や商業ビルなどの大きな建物は、比較的被害が少なかったのに対し、狭い敷地に寄り添うように建っている住宅は軒並み倒れていた。

この光景を見たとき、影山代表は基礎工事の重要性に改めて気付いたという。「地盤の弱い敷地でも安全な支持層まで施工でき、経済的で、なおかつ環境にも優しい杭を作りたい」。そんな思いが、まったく新しい基礎杭、ブレードパイルの開発につながった。

### 業界の常識破る“圧密機構”

ブレードパイルは、鋼管の先端部分を紡錘状にし、その周囲側面に複数枚の翼（ブレード）を等間隔で付けた冷間加工で成形した基礎杭（パイル）だ。杭の長さは自由に設定できる。

ブレードパイルの大きな特徴は、杭を回転させながら土の中に埋め込んでいく際に、押し出された土が地上に排出されるのではなく、水平方向に圧縮される点だ。このような圧密機構を持つ杭は、ブレードパイルだけ。そのため、比較的小さな力で短時間に杭を埋

設することができ、なおかつ無振動、無騒音で、残土も出ない（図）。

さらに、専用の杭打ち機ではなく、汎用重機のバックホー（油圧ショベル）で施工できる点も見逃せない。杭打ちに要するコストを大きく削減することができるからだ。

影山代表は、こうして開発したブレードパイルやその成形機について特許を取得、さらにブレードパイルを用いた新しい工法について実験を重ね、2000年3月に福島県で第1号となる大臣認定を取得した。ブレードパイルの普及を目指すため、ライセンスに関して発明協会福島県支部の相澤正彬特許流通アドバイザー（以下、相澤AD）の協力を得るようになった。

### 自社特許を基に技術移転進める

ちょうどそのころ、電力事業関連の大手企業が、送電線工事における鉄塔基礎杭としてブレードパイルに関心を示した。高圧線の下など高さに余裕がない場所、周囲が田や畑、丘陵地などでの工事でも、ブレードパイルであれば安全に効率良く、経済的に基礎杭工事ができるのではないかと。そこで、新しい工法の採用を提案することにした。

設計に織り込むまでは大きな障害はなかったが、鉄塔工事での独占的利用を前提とした契約に当たっては、大企業と零細企業の力関係からか、住環境設計室は納得のいく契約交渉ができなかった。交渉が停滞した際、影山代表は相澤ADに相談した。

相澤ADの助言や調整の結果、住環境設計室の所有する特許などを基に、両社が共願した新しい工法特許も取り入れ、対等の立場での特許実施契約を結ぶことができた。契約締結後は、既設の送電線直下や、地盤の弱い山間部での安全かつ経済的な鉄塔基礎杭として、数多く採用された。現在までにこの工法を用いて70基あまりの鉄塔が建設されており、電波塔などへの採用も進んでいる。

相澤ADは、ライセンス先の選定に関しても影山代表のよき相談相手となっている。「相澤さんは多くの企業を訪問しており、企業を見る目が確か。総代理店は1県に1社と決めているので、特許流通アドバイザーとして全国レベルの横のネットワークがあるのもありがたい」と影山代表。ライセンス先との契約に当たっては、同社の特許が正しく実施されるよう、契約書の書き方など相澤ADの実務的なアドバイスが大いに役立っているという。

現在同社は、計13都県にライセンス先を持つ。今後は大口径回転埋設杭や、杭引き抜き工法など、同社の持つほかの技術についても技術移転を計画中だ。

（インタビュー：日経BP社産学連携事務局 北澤京子）



図 住宅地でのブレードパイルの施工状況

# いよいよ始まった知的財産信託

## 自社の特許を信託財産に、中小企業にチャンス

下別府 則竹 UFJ信託銀行総合企画部知的財産信託室主任調査役

知的財産信託とは、企業が持つ特許権や著作権などの知的財産権を信託銀行に預け、企業に代わって管理・活用してもらう仕組みを指す。知的財産信託を導入することにより、知的財産の流通がいっそう促進し、ビジネスの幅が広がって、新たな収益を生むことが期待されている。

知的財産信託は、2004年12月に、約80年ぶりに信託業法が改正され、信託可能な財産として新たに知的財産権が認められることになったのを受けて登場した。

特に中小企業では今後、知的財産戦略の一環として、知的財産信託を利用するところが増えそうだ。

### 特許権を信託銀行が管理・活用

知的財産信託はまだ始まったばかりなので、具体的なイメージがわからない人も多いただろう。そこで、知的財産信託の仕組みについて、具体的にみてみよう。

A社がB信託銀行との間で、A社の持つCという特許権について、信託契約を結んだとしよう。

この場合、特許権そのものは、A社からB信託銀行に移る。A社はB信託銀行から実施権を得る形になる。

「企業にとって、特許権は虎の子の財産。そんな大事なものを信託銀行に渡してしまっただいじょうぶか」と、不安に思う経営者がいるかもしれないが、その心配には及ばない。A社はC特許をこれまで通り使うことができるので、C特許を用いた業務（例えば製品の生産や販売）が影響を受けるわけではない。

また、B信託銀行は、いくらA社から信託されたとはいえ、C特許を自由に売買したりすることはできない。例えば、信託したC特許を使わせてほしいという別の企業（D社）が表れたとき、D社にライセンスするかどうかを最終的に決めるのは、あくまでA社。B信託銀行は、A社の指示を受けて、契約の締結などの実務を担う。

さらに、ライセンスを受けたD社から使用料が得られれば、B信託銀行はA社に対して配当を支払う。



イラスト：谷崎圭

つまり、A社は、C特許について、B信託銀行にエージェントとして働いてもらうと考えれば分かりやすい。信託銀行が信託された特許権を積極的に活用することができれば、企業自身も、より多くのライセンス収入が得られることになる。

### 中小企業にメリット大きい

知的財産信託は、特に中小企業にとってメリットが大きい。

中小企業の多くは、ビジネスを展開する上で特許権が重要であることはよく理解しているはずだ。しかしほとん

どの場合、特許の専門家を抱えるほどの人的な余裕はない。

実際、社長自らが特許の出願からライセンス契約、特許侵害への対応に至るまで、一手にやらなければならないというケースが少なくない。ただでさえ研究開発・営業・労務と何役もこなしているのに、特許まで手が回らないというのが本音だろう。

中には、特許権の活用方法についてのノウハウが乏しいため、特許侵害が疑われても、具体的にどのような対抗措置を取ったらよいのか分からず、泣き寝入りせざるを得ないケースもあるという。

その点、知的財産信託を利用すれば、信託銀行が交渉の窓口となってくれるので、大手企業とも対等な立場で交渉できる。中小企業の特許は、ややもすれば過小評価されがちな面があるが、正当に扱ってもらえるため、特許侵害の歯止めにもなる。

さらに、将来的には特許の使用料が配当となる信託受益権を販売して、投資家から資金を集めることも考えられるだろう。地域の金融機関からの借入れが中心の中小企業にとっては、新たな資金調達の手段にもなる。

知的財産信託を通じて、中小企業が自分たちの持つ知的財産を有効に活用し、事業の発展につながることを願っている。（談）

しもべっぶ・のりたけ氏 1989年東洋信託銀行（現・UFJ信託銀行）入行。名古屋支店、横浜支店、証券企画部、法人業務推進部、クライアントサービス部などを経て、2004年4月より現職。

# 改正された「職務発明制度」のポイントは

(2005年4月施行)

米国カリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村修二教授が、以前勤めていた日亜化学工業を訴えた、青色発光ダイオード(LED)の発明対価を巡る訴訟は、2005年1月11日に東京高裁が出した和解案で決着した。この裁判では、「職務発明」の対価が問われた。

この青色LED訴訟など、元社員や現役社員が自分の発明の対価を巡って会社を訴える際に、「職務発明」という言葉が出てくる。

さらに、2005年4月から新しい職務発明制度が施行された(特許法35条第4項の改正)。この改正を含めて、職務発明とは何かをおさらいしてみよう。

## 発明についての権利を「相当の対価」で譲渡

“会社”に勤める従業員が、会社の仕事の過程から生まれた“発明”が「職務発明」である。会社に勤める従業員の発明では、特許を受ける権利は発明者である従業員にある(帰属する)。

その従業員を雇用している会社(一般の企業、大学、公的研究機

関などの“使用者”を指す)は、従業員に給与を支払い、研究開発設備と研究開発費用を提供することで、発明ができあがる環境づくりに相当の貢献をしているといえる。

そこで発明が「職務発明」である場合は、会社は従業員の許可が無くても、その発明を無償で事業などに利用できる。

ところが、会社はその職務発明の特許を独占したり、実施権を他の会社にライセンス供与することはできない。特許権は従業員にあるため、その権利を譲り受けることが必要になる。従業員は、この権利を譲る際に、社内での貢献度に応じて「相当の対価」を受け取る権利を持つ。この相当の対価に対して、従業員と会社の評価に大きな違いがあると訴訟になる。

従来、「相当の対価」は、「発明によって使用者等が受けるべき利益の額」、および「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮し

て決めるとされていた。

## 会社と従業員が事前に「相当の対価」を話し合う

新しい制度では、使用者と従業員の間での自主的な取決めを原則としながらも、両者間の情報量や交渉力の格差から、すべてを私的自治に委ねるのは適切ではないため、取決めに至る協議の状況や従業員等からの意見聴取の状況などが不合理であった場合には、「相当の対価」を、発明により使用者等が受けるべき利益の額、発明に関連して使用者等が行う負担、貢献および従業員等の処遇その他の事情を考慮して決めることとなった。

一般には、会社の職務発明規定などで定める場合でも、使用者と従業員とで「合理的に」取り決めることが重要となった。

### 特許法の職務発明制度の変遷

明治42年法(1909年)	使用者主義の立場
大正10年法(1921年)	発明者主義を基本理念に
昭和34年法(1959年)	「発明を受ける権利」特許権は、原則、当該従事者にあるという発明者主義
平成16年法(2004年、施行は2005年4月から)	職務発明に関係する「相当の対価」を使用者等と従業員で協議して合理的に決めるのが原則に

## 特許流通 ニュースレター

### 特許流通ニュースレター No. 7

2005年5月15日

[発行] 社団法人発明協会  
特許流通促進事業センター  
[企画・編集・制作] 日経BP社  
[印刷] 大日本印刷

「特許流通ニュースレター」は、独立行政法人工業所有権情報・研修館からの委託事業によって編集・制作されています。

「特許流通ニュースレター」のバックナンバーは、独立行政法人工業所有権情報・研修館のWEBページURL：<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/index.html>でPDF形式でご覧になれます。

お問い合わせ先：

社団法人発明協会 特許流通促進事業センター 特許流通促進グループ  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-40 江戸見坂森ビル4階  
TEL=03-5402-8431 FAX=03-5402-8437

著作権は、工業所有権情報・研修館と日経BP社、もしくは寄稿者に帰属します。記載記事を許可なく転載することを禁じます。WEBサイトへ許可なくアップするなどの再利用も禁じます。  
Copyright©2005 National Center for Industrial Property Information and Training / Nikkei Business Publications, Inc. All Rights Reserved